

道府縣名	衛生及病院ニ關スル經費		道府縣直接ニ對スル施設ニ要スルトシテ補助費		道府縣直接ニ對スル施設ニ要スルトシテ補助費		衛生及病院ニ關スル經費	
	經常部衛生	衛生及病院補助	市町村トシテ	市町村トシテ	市町村トシテ	市町村トシテ	經常部衛生及病院補助	衛生及病院ニ關スル經費
青森	三、〇〇〇	三、七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
山形	四、九二〇	七、七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、九二〇	四、九二〇
秋田	四、〇七〇	七、七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇七〇	四、〇七〇
福島	四、四七〇	七、七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、四七〇	四、四七〇
石川	三、八三〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八三〇	三、八三〇
富山	三、八三〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八三〇	三、八三〇
島根	四、〇〇〇	七、七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
岡山	四、〇〇〇	七、七五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
廣島	三、五七〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五七〇	三、五七〇
山口	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
和歌山	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
徳島	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
香川	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
愛媛	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
高知	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
福岡	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
大分	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
佐賀	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
熊本	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
鹿兒島	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
沖繩	三、九一〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
合計	三、七三三、二四〇	二、三六八、四八〇	一、四四五、五五〇	一、四四五、五五〇	一、四四五、五五〇	一、四四五、五五〇	三、七三三、二四〇	三、七三三、二四〇

道府縣立「トラホーム」治療所調 (大正十五年三月末日調)

道府縣名	治療所數	經常費		大正十四年度中治療患者數	從事
		大正十五年度豫算	大正十四年度決算		
大分	二	五、五〇〇	二、五〇〇	一	一
岡山	三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一
合計	五	一一、五〇〇	五、五〇〇	二	二

備考 本表掲記以外の道府縣に於ては該當のものなし
市町村立「トラホーム」治療所調 (大正十五年三月末日現在)

道府縣名	市立	町村立	合計	經常費		大正十四年度中治療患者數	從事
				大正十五年度豫算	大正十四年度決算		
北海道	一	一	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
東北	一	一	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
関東	一	一	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
中部	一	一	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
近畿	一	一	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
四国	一	一	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
九州	一	一	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一
合計	六	六	一二	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六	六

道府縣名	治療所數		合計	經常費		大正十四年度中治療患者數		從事員數	
	市立	町村立		年度決算	大正十四年度中徵集料總額	實數	延數		實數
三愛	元	元	元	元	元	元	元	元	元
靜岡	元	元	元	元	元	元	元	元	元
岐阜	元	元	元	元	元	元	元	元	元
長野	元	元	元	元	元	元	元	元	元
宮城	元	元	元	元	元	元	元	元	元
福島	元	元	元	元	元	元	元	元	元
青森	元	元	元	元	元	元	元	元	元
山形	元	元	元	元	元	元	元	元	元
石川	元	元	元	元	元	元	元	元	元
島根	元	元	元	元	元	元	元	元	元
岡山	元	元	元	元	元	元	元	元	元
廣島	元	元	元	元	元	元	元	元	元
山口	元	元	元	元	元	元	元	元	元
和歌山	元	元	元	元	元	元	元	元	元
香川	元	元	元	元	元	元	元	元	元
愛媛	元	元	元	元	元	元	元	元	元
福岡	元	元	元	元	元	元	元	元	元
大分	元	元	元	元	元	元	元	元	元
佐賀	元	元	元	元	元	元	元	元	元
熊本	元	元	元	元	元	元	元	元	元
鹿兒島	元	元	元	元	元	元	元	元	元
合計	元	元	元	元	元	元	元	元	元

備考 一、京都府は外に診療券を交付して任意の醫師に就かしめたる患者七〇六人延二三、二六八此治療費二十一圓八十銭を支給す
 二、埼玉、群馬、千葉、山梨、滋賀、岩手、秋田、福井、富山、徳島、高知、宮崎及沖繩の諸縣には該當事實なし
 三、*印を付せるは大正十四年度中に設置したるも大正十五年三月末日現在に於て既に閉鎖せるものゝ數を掲ぐ

私立「トラホーム」治療所調 (大正十五年三月末日現在調)

道府縣名	治療所數		合計	經常費		大正十四年度中治療患者數		從事員數	
	市立	町村立		年度決算	大正十四年度中徵集料總額	實數	延數		實數
北海道	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
北海	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
大分	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
神奈川	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
兵庫	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
長崎	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
三重	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
宮城	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
福島	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
山形	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
石川	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
岡山	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
廣島	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
山口	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
和歌山	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
香川	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
愛媛	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
福岡	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
大分	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
佐賀	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
熊本	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
鹿兒島	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一
合計	一	一	二	不明	不明	二	二	一	一

備考 一、本表掲記以外の府縣に於ては該當の事實なし
 二、*印を付せるは大正十四年度中に設置したるも大正十五年三月末日現在に於て既に閉鎖せるものゝ數を示す

道府縣立「トラホーム」治療所調

(昭和二年三月末日現在)

府縣名	治療所數	經常費		昭和大正五年度中ノ取扱患者數		從事醫員數
		昭和二年算	大正五年算	實數	延數	
大阪府	二	五,九〇〇.〇〇	四,八〇〇.〇〇	一,〇〇〇	八,〇〇〇	一
大岡山	三	六,〇〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	七〇〇	二,〇〇〇	三
合計	五	六,五〇〇.〇〇	五,四〇〇.〇〇	一,七〇〇	一〇,〇〇〇	四
大正十五年三月末日現在		六,五〇〇.〇〇	三,四〇〇.〇〇	一,七〇〇	七,〇〇〇	四

備考 本表掲記以外の道府縣に於ては該當のものなし

市町村立「トラホーム」治療所調

(昭和二年三月末日現在)

道府縣	市立	町村立	合計	昭和二年算		大正五年算		昭和大正五年度中ノ取扱患者數		從事醫員數
				治療所數	經常費	治療所數	經常費	實數	延數	
北海道	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
東京都	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
大阪府	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
兵庫	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
長崎	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
新潟	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
茨城	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
栃木	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
合計	七	七	一四	七	七	七	七	七	七	一四
昭和大正五年算				七	七	七	七	七	七	一四
大正十五年三月末日現在				七	七	七	七	七	七	一四

道府縣	市立	町村立	合計	昭和二年算		大正五年算		昭和大正五年度中ノ取扱患者數		從事醫員數
				治療所數	經常費	治療所數	經常費	實數	延數	
北海道	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
東京都	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
大阪府	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
兵庫	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
長崎	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
新潟	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
茨城	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
栃木	一	一	二	一	一	一	一	一	一	二
合計	七	七	一四	七	七	七	七	七	七	一四
昭和大正五年算				七	七	七	七	七	七	一四
大正十五年三月末日現在				七	七	七	七	七	七	一四

備考 一、岡山は従事醫員の外に助手五十八あり
 二、*印を附せるは大正十五年昭利元年中に設置したるも昭利二年三月現在に於ては既に閉鎖せるもの、数を示す
 三、大正十五年三月末日現在欄に於ける*印は大正十四年中に設置したるも大正十五年三月末日現在に於ては閉鎖したるものを示す
 四、本表掲記以外の府縣に於ては該當のものなし

私立「トラホーム」治療所調 (昭利二年三月末日現在)

道府縣名	治療所數				經常費		昭利元年度中ノ取扱患者數		従事醫員數
	醫師會設立ニ係ルモノ	衛生組合設立ニ係ルモノ	其他各種團體設立ニ係ルモノ	合計	昭利二年度豫算	昭利元年度豫算	實數	延數	
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊木口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十五年三月末日現在	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 一、本表掲記以外の府縣に於ては該當のものなし
 二、*印を附せるは大正十四年中に設置したるも大正十五年三月末日現在に於ては閉鎖したるものを示す

備考 一、岡山は従事醫員の外に助手五十人あり

第一表

自大正元年度衛生組合及公益團體に對する「トラホーム」豫防費補助額

道府縣名	道府					計	平均	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
北海道	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000	100,000							
東北														
東京														
大阪														
兵庫														
長崎														
新潟														
埼玉														
群馬														
茨城														
栃木														
奈良														
三重														
愛知														
静岡														
山梨														
滋賀														
岐阜														
長野														
富山														
石川														
福井														
岩手														
宮城														
秋田														
山形														
福島														

道府縣名	道府					計	平均	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
青森						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
山形						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
秋田						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
福井						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
石川						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
富山						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
島根						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
岡山						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
廣島						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
山口						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
徳島						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
香川						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
愛媛						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
高知						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
福岡						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
佐賀						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
熊本						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
鹿嶋						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
宮崎						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
鹿児島						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
沖縄						1,000.00	1,000.00					1,000.00		1,000.00
合計	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

備考 一、長野縣に於ては衛生組合に於ける一切の衛生事業に總括的補助金を交付し居るも特に「トラホーム」に對する費額列明せず
 二、宮崎縣に於ける左側*印の数字は郡費を以て補助したる費額なり

第二表

自大正元年度一般住民に對する「トラホーム」檢診治療費
 至同 五年度

道府縣名	道府					計	平均	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
北海道						5,000.00	5,000.00					5,000.00		5,000.00
東 京						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
大 阪						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
神 奈 川						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
兵 庫						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
長 崎						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
新 潟						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
埼 玉						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
群 馬						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
千 葉						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
茨 城						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
栃 木						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
茨 城						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
山 梨						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
静 岡						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
愛 知						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
三 重						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
奈 良						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
和 歌 山						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
山 西						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
滋 賀						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
長 崎						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
岐 阜						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
長 崎						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
宮 城						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00
岩 手						10,000.00	10,000.00					10,000.00		10,000.00

道府縣名	道					計	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
青森						四九〇・八五〇	二〇〇〇	四〇〇〇	一四・五〇〇	一〇六・五〇〇	一六・四〇〇	三三・三六	
山形						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
秋田						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
福井						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
石川						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
富山						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
島根						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
鳥取						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
岡山						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
広島						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
山口						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
和歌山						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
徳島						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
香川						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
愛媛						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
高知						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
福岡						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
佐賀						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
熊本						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
鹿兒島						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
沖縄						一、九三三・三〇〇	二、四七五・五〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	二、四八八・四〇〇	
合計	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	七、四〇〇・九〇〇	

第三表

自大正元年度警察取締に属する營業者の「トラホーム」検診治療費
至同五年度警察取締に属する營業者の「トラホーム」検診治療費

道府縣名	道					計	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
北海道						六・〇〇〇							
東 京						七・五〇〇							
大 阪						四・三〇〇							
神 奈 川						四・三〇〇							
兵 庫						四・三〇〇							
長 崎						四・三〇〇							
新 潟						四・三〇〇							
埼 玉						四・三〇〇							
群 馬						四・三〇〇							
千 葉						四・三〇〇							
茨 城						四・三〇〇							
栃 木						四・三〇〇							
奈 良						四・三〇〇							
三 重						四・三〇〇							
愛 知						四・三〇〇							
靜 岡						四・三〇〇							
山 梨						四・三〇〇							
滋 賀						四・三〇〇							
長 野						四・三〇〇							
岐 阜						四・三〇〇							
富 山						四・三〇〇							
石 川						四・三〇〇							
福 井						四・三〇〇							
山 口						四・三〇〇							
和 歌 山						四・三〇〇							
徳 島						四・三〇〇							
香 川						四・三〇〇							
愛 媛						四・三〇〇							
高 知						四・三〇〇							
福 岡						四・三〇〇							
佐 賀						四・三〇〇							
熊 本						四・三〇〇							
鹿 兒 島						四・三〇〇							
沖 縄						四・三〇〇							
合計	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	八、三三三・〇〇〇	

道府縣名	道府					市					町					村						
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	計	平均	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	計	平均	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	計	平均	
青森																						
山形																						
秋田																						
福井																						
石川																						
富山																						
島根																						
岡山																						
廣島																						
山口																						
和歌山																						
徳島																						
香川																						
愛媛																						
高知																						
福岡																						
佐賀																						
熊本																						
鹿嶋																						
宮崎																						
鹿児島																						
沖縄																						
合計	九六・三三	八九・〇三	四九・〇三	四七・〇三	四四・〇三	四四・〇三	六三・七五	一八九・七二	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三	一九九・〇三

第四表

自大正元年度 至同 五年年度 壯丁「ト」ラホーム「検診治療費

道府縣名	道府					市					町					村						
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	計	平均	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	計	平均	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	計	平均	
北海道																						
東 京																						
東 都																						
大 阪																						
神 奈 川																						
兵 庫																						
長 崎																						
新 潟																						
埼 玉																						
群 馬																						
千 葉																						
茨 城																						
栃 木																						
奈 良																						
三 重																						
愛 知																						
靜 岡																						
山 梨																						
滋 賀																						
長 野																						
岐 阜																						
富 山																						
石 川																						
福 井																						
秋 田																						
山 形																						
青 森																						
合計	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三三

道府縣名	道府縣					計	平均	市 區 町 村					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
青森														
山形														
秋田														
福井														
石川														
富山														
島根														
岡山														
廣島														
山口														
和歌山														
徳島														
香川														
愛媛														
高知														
福岡														
大分														
佐賀														
熊本														
鹿嶋														
宮崎														
鹿児島														
沖縄														
合計	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇	四四四〇六〇〇〇

第五表

自大正元年度學校、幼稚園、育児院等に對する「トラホーム」檢診治療費

道府縣名	道府縣					計	平均	市 區 町 村					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
北海道														
東北														
関東														
中部														
近畿														
中国														
四国														
九州														
合計	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇	三三三三三〇〇〇

道府縣名	道府縣					計	平均	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
青森														
山形														
秋田														
福島														
石川														
富山														
山根														
島根														
廣島														
山口														
和歌山														
徳島														
香川														
愛媛														
高知														
福岡														
大分														
佐賀														
熊本														
鹿兒島														
沖縄														
合計	二八三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三	三三三・三三三

備考 愛知縣に於ける括弧内は名古屋市の分にして支出年度不明のものなり

第六表

自大正元年度工場に對する「トラホーム」検査治療費

道府縣名	道府縣					計	平均	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
北海道														
東京														
大阪														
京都														
神奈川														
兵庫														
長崎														
新潟														
群馬														
千葉														
茨城														
栃木														
奈良														
三重														
愛知														
静岡														
山梨														
岐阜														
長野														
富山														
石川														
福井														
秋田														
山形														
福島														
宮城														
長崎														
熊本														
鹿兒島														
沖縄														
合計	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三	一・三三三

道府縣名	道府					計	市					計	平均	
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			
青森						四、〇〇〇								
山形						六、〇〇〇								
秋田						一〇、〇〇〇								
福井						七、八〇〇								
石川						七、八〇〇								
富山						七、八〇〇								
島根						七、八〇〇								
鳥取						七、八〇〇								
島根						七、八〇〇								
岡山						七、八〇〇								
広島						七、八〇〇								
山口						七、八〇〇								
徳島						七、八〇〇								
香川						七、八〇〇								
愛媛						七、八〇〇								
高知						七、八〇〇								
福岡						七、八〇〇								
大分						七、八〇〇								
佐賀						七、八〇〇								
熊本						七、八〇〇								
宮崎						七、八〇〇								
鹿児島						七、八〇〇								
沖縄						七、八〇〇								
合計						七、八〇〇								

第七表

自大正元年度貧民「トラホーム」患者治療費
至同五年度

道府縣名	道府					計	市					計	平均	
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			
北海道						一、〇〇〇								
東北						一、〇〇〇								
関東						一、〇〇〇								
中部						一、〇〇〇								
近畿						一、〇〇〇								
中国						一、〇〇〇								
四国						一、〇〇〇								
九州						一、〇〇〇								
合計						一、〇〇〇								

道府縣名	道府					計	平均	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
青森														
山形														
秋田														
福井														
石川														
富山														
島根														
岡山														
広島														
山口														
徳島														
香川														
愛媛														
高知														
福岡														
大分														
佐賀														
熊本														
宮崎														
鹿児島														
沖縄														
合計	三〇・七三	七六・六二	一〇六・三六	三六・六〇	六〇・九三	四三・四九	四二・九三	三〇・六四	四〇・四七	四〇・四七	三〇・六四	四〇・四七	三〇・六四	四〇・四七

第八表

自大正元年度其他(各項目に分類し得る)「トラホーム」豫防諸費
至同五年度其他(各項目に分類し得る)「トラホーム」豫防諸費

道府縣名	道府					計	平均	市					計	平均
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		
北海道														
東京														
京都														
大阪														
神奈川														
兵庫														
長崎														
新潟														
埼玉														
群馬														
千葉														
茨城														
栃木														
奈良														
三重														
愛知														
静岡														
山梨														
岐阜														
長野														
富山														
石川														
福井														
秋田														
山形														
青森														
合計	三〇・七三	七六・六二	一〇六・三六	三六・六〇	六〇・九三	四三・四九	四二・九三	三〇・六四	四〇・四七	四〇・四七	三〇・六四	四〇・四七	三〇・六四	四〇・四七

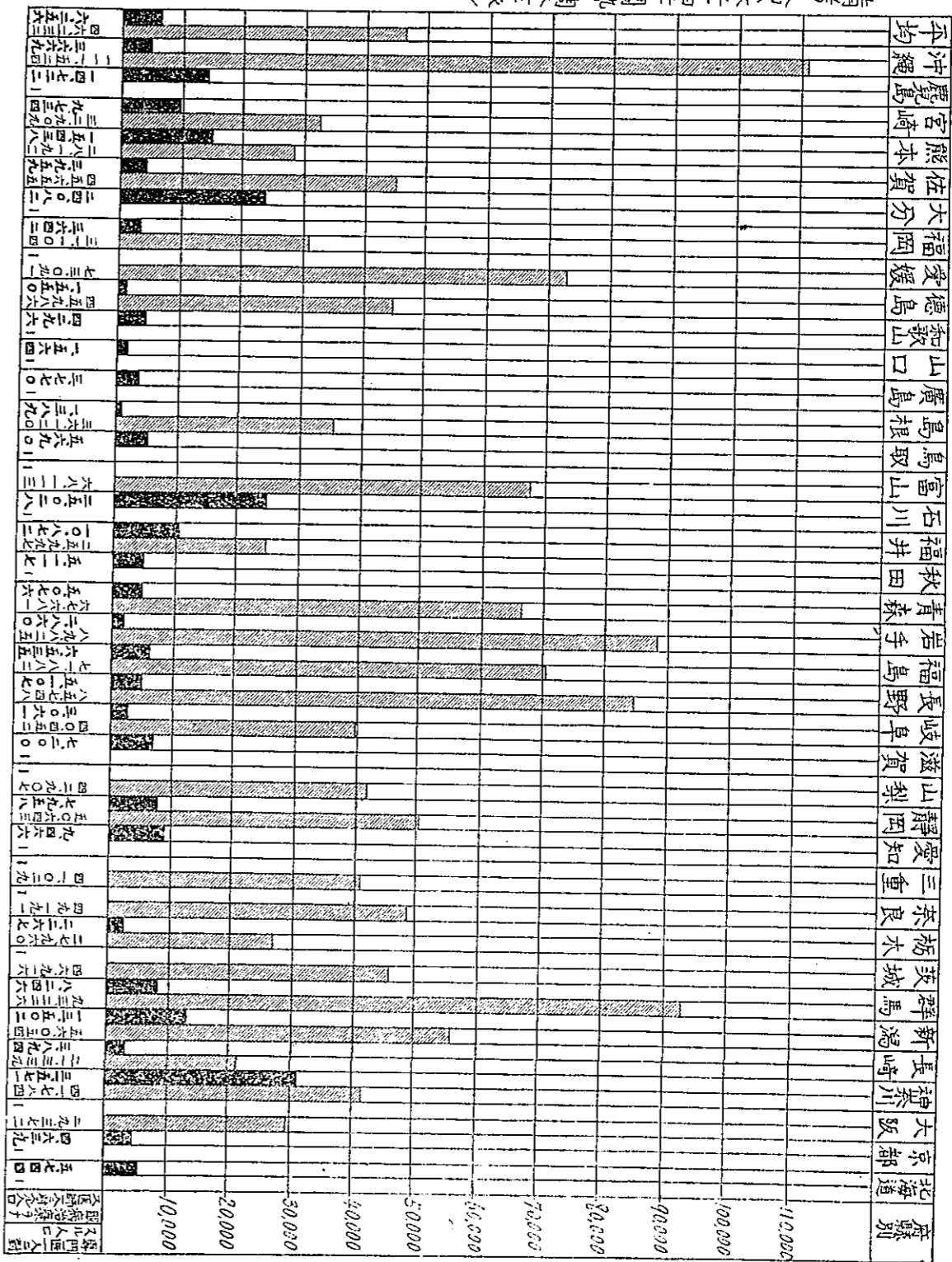
道府縣別	道府縣					市	區町村					合計	平均	
	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度		元年度	二年度	三年度	四年度	五年度			
青森	1,670,000	1,490,000	1,540,000	1,540,000	1,540,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000
山形	1,400,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
秋田	1,300,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
福井	1,200,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
石川	1,100,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
富山	1,000,000	900,000	900,000	900,000	900,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
島根	900,000	800,000	800,000	800,000	800,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
岡山	800,000	700,000	700,000	700,000	700,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
広島	700,000	600,000	600,000	600,000	600,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
山口	600,000	500,000	500,000	500,000	500,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
徳島	500,000	400,000	400,000	400,000	400,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
香川	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
愛媛	300,000	200,000	200,000	200,000	200,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
高知	200,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
福岡	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
佐賀	50,000	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
熊本	30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
宮崎	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
鹿児島	10,000	3,000	3,000	3,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
沖縄	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	500	500	500	500	500	500	500	500
合計	15,000,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

備考 一、神奈川縣に於ける括弧内は支用年度不明のものなり。
 一、富山縣に於ける左側「」の数字は郡費支出額なり。

第九表

市區町村「トラホーム」豫防費に對する道府縣費補助額

道府縣名	元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	合計	平均	補助
北海道	1,800,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	8,600,000	1,720,000	五分ノ一以内
東京都	1,700,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	8,100,000	1,620,000	五分ノ一以内
大阪府	1,600,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	7,600,000	1,520,000	五分ノ一以内
京都府	1,500,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	7,100,000	1,420,000	五分ノ一以内
奈良縣	1,400,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	6,600,000	1,320,000	五分ノ一以内
和歌山縣	1,300,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	6,100,000	1,220,000	五分ノ一以内
滋賀縣	1,200,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	5,600,000	1,120,000	五分ノ一以内
岐阜縣	1,100,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,100,000	1,020,000	五分ノ一以内
長野縣	1,000,000	900,000	900,000	900,000	900,000	4,600,000	920,000	五分ノ一以内
新潟縣	900,000	800,000	800,000	800,000	800,000	4,100,000	820,000	五分ノ一以内
群馬縣	800,000	700,000	700,000	700,000	700,000	3,600,000	720,000	五分ノ一以内
茨城縣	700,000	600,000	600,000	600,000	600,000	3,100,000	620,000	五分ノ一以内
栃木縣	600,000	500,000	500,000	500,000	500,000	2,600,000	520,000	五分ノ一以内
群馬縣	500,000	400,000	400,000	400,000	400,000	2,100,000	420,000	五分ノ一以内
山梨縣	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	1,600,000	320,000	五分ノ一以内
長野縣	300,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,100,000	220,000	五分ノ一以内
山梨縣	200,000	100,000	100,000	100,000	100,000	600,000	120,000	五分ノ一以内
長野縣	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	300,000	60,000	五分ノ一以内
山梨縣	50,000	20,000	20,000	20,000	20,000	150,000	30,000	五分ノ一以内
山梨縣	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000	12,000	五分ノ一以内
山梨縣	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	30,000	6,000	五分ノ一以内
山梨縣	5,000	2,000	2,000	2,000	2,000	15,000	3,000	五分ノ一以内
山梨縣	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	1,400	五分ノ一以内
山梨縣	1,000	500	500	500	500	3,500	700	五分ノ一以内
山梨縣	500	200	200	200	200	1,700	340	五分ノ一以内
山梨縣	200	100	100	100	100	700	140	五分ノ一以内
山梨縣	100	50	50	50	50	350	70	五分ノ一以内
山梨縣	50	20	20	20	20	170	34	五分ノ一以内
山梨縣	20	10	10	10	10	70	14	五分ノ一以内
山梨縣	10	5	5	5	5	35	7	五分ノ一以内
山梨縣	5	2	2	2	2	17	3	五分ノ一以内
山梨縣	2	1	1	1	1	7	1	五分ノ一以内
山梨縣	1	0	0	0	0	3	0	五分ノ一以内
山梨縣	0	0	0	0	0	0	0	五分ノ一以内



各府県別眼科専門醫及眼病治療ヲナス醫師一人ニ對スル合計表
 専門醫一人ニ對スル人口
 眼病治療をなす醫師一人ニ對スル人口

備考 公大正十四年國勢調査ニ依ル

醫師殊に眼科醫の地方的分布 (雜誌「トラホーム」三號)

道府縣別	醫師 (眼科醫)	醫師一人ニ付人口	眼科診療所	一人ニ付人口
北海道	11,304	1,442	355	42,918
青森	1,442	1,442	53,354	10,000
山形	517	1,442	18,612	2,790
秋田	980	1,442	40,180	1,475
福島	1,082	1,442	31,378	1,333
茨城	1,362	1,442	48,848	1,070
栃木	1,287	1,442	41,184	1,135
群馬	999	1,442	30,966	1,442
新潟	1,500	1,442	39,000	1,135
長野	1,830	1,442	58,560	770
山梨	1,718	1,442	44,601	1,135
石川	1,325	1,442	46,375	1,135
富山	1,670	1,442	50,100	1,135
福井	1,549	1,442	45,470	1,135
岐阜	1,705	1,442	38,725	1,135
愛知	1,705	1,442	38,725	1,135
三重	1,135	1,442	25,641	1,135
滋賀	1,221	1,442	41,280	1,135
京都	1,376	1,442	40,320	1,135
大阪	1,580	1,442	56,880	1,135
奈良	1,603	1,442	44,120	1,135
和歌山	1,637	1,442	42,561	1,135
徳島	1,398	1,442	44,736	1,135
香川	1,705	1,442	38,725	1,135
高松	1,705	1,442	38,725	1,135
愛媛	1,135	1,442	25,641	1,135
高知	1,135	1,442	25,641	1,135
福岡	1,221	1,442	41,280	1,135
佐賀	1,376	1,442	40,320	1,135
熊本	1,580	1,442	56,880	1,135
鹿嶋	1,603	1,442	44,120	1,135
宮崎	1,637	1,442	42,561	1,135
鹿児島	1,398	1,442	44,736	1,135
沖縄	1,822	1,442	50,974	1,135
合計	45,264	1,442	1,475	3,157

備考 醫師数は全般の醫師を示すものにて(眼科醫)も無論其内に含有するものなり

第四節 新潟縣に於ける特殊の施設

第一 沿革

明治大帝御巡幸當時の記録並恩賜金を基礎とせる眼病豫防施設

明治十一年長くも 明治天皇北陸御巡幸の御御沿道眼疾を患ふもの多きを宸覽あらせられ、而も尙殘廢なるの折柄御旅装をもとらせ給はず、俄かに一侍醫伊藤方成を召させられ、其原因を調査せしめ給ひ、左の事項に因由する趣寂聞に達するや、殊の外惘然に被思召、御手許金壹千圓を下し賜はり、命するに匡救醫治の道を以てし給ふ。

今般

新潟縣

御巡幸其縣管内御通帯の際人民中眼疾を患ふもの許多なる

宸覽被爲在侍醫をして其原因を審査せしめられ候處別紙の數字に因由する趣深く惘然に被思食候に付病院に於て治療及び豫防の方法を盡し逐年該患を免かれ候様可致付ては右方法施設費中へ御手許金千圓下賜候條厚く示諭し寂慮底徹候様可致此旨相達候事

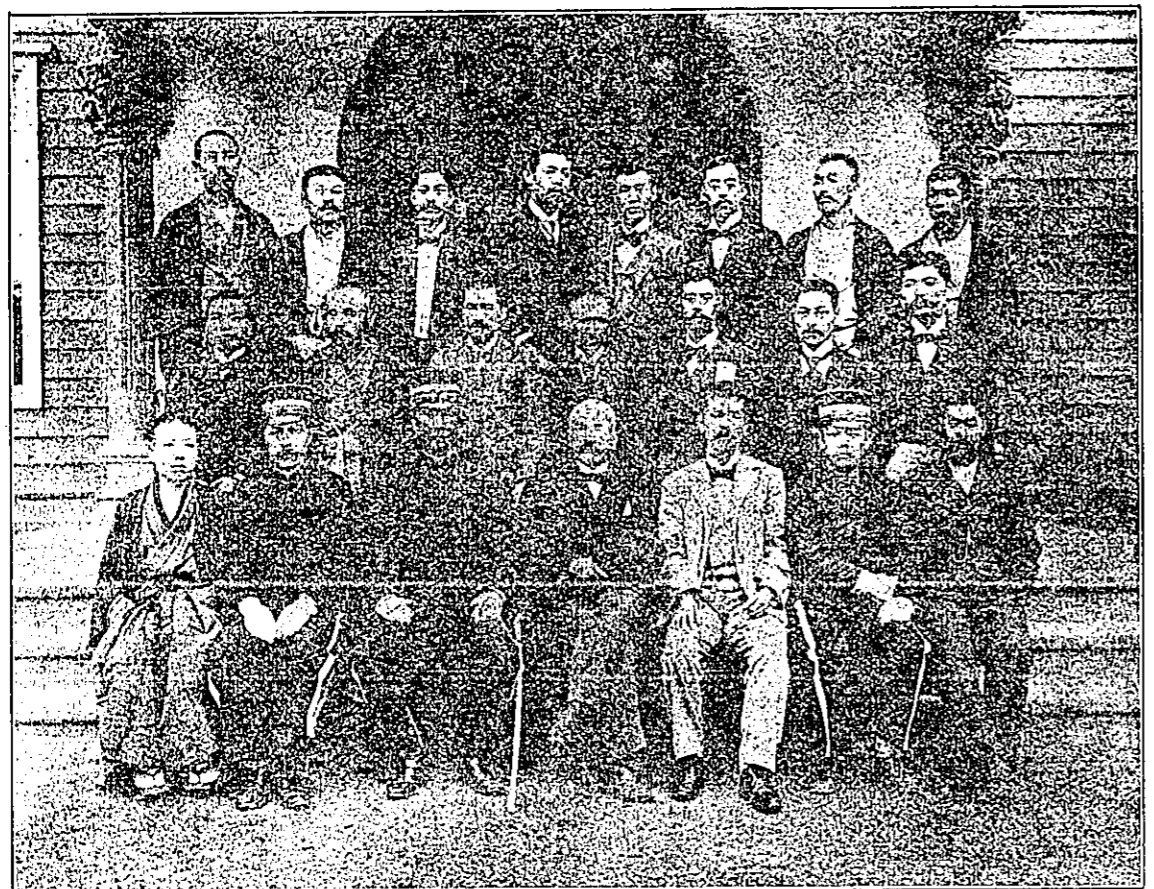
明治十一年九月十八日

宮内卿 徳大寺實則

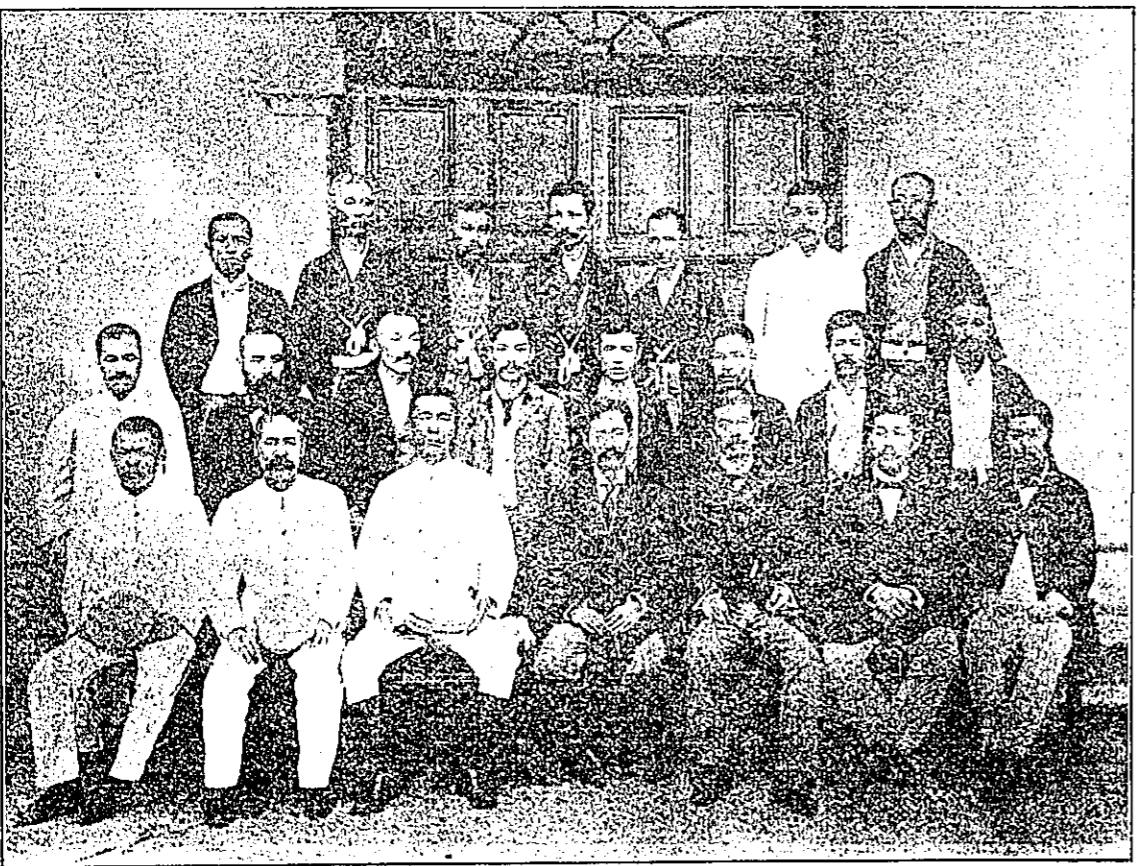
(別紙)

新潟縣下蒲原眼病原因

- 第一 土地濕潤
- 第二 砂地にして日光の反射強く
災風砂塵の浸入
- 第三 雪中日光反射
- 第四 家内煙出不良室内不潔
- 第五 眼疾傳染性を有す



眼病調査會職員(一) 明治三十三年



眼病調査會職員(二) 明治三十三年

第二 醫師に對する眼科講習

縣は恐惶措く處を知らず、直ちに縣民をして聖恩に浴せしむべく各般の準備をなし、先づ以て醫療機關の充實を必要と認め、同年十二月二十八日本廳達第三十五號を以て眼科講習開始の計畫を建てたり。

明治十二年には各郡區より醫師を招集して講習會を行ひ終了の(別紙講習所規則)上は之れを各郡區に配置し、専ら區内眼病患者の治療に當らしむ(此の講習當時の記録殊に講習員數及講習員が歸區後治療せる患者の報告等一切書類なく當時の受講者を索めたるも死亡行衛不明等にて徒勞に終りたり)。

第三 眼病治療並調査

明治十三年(府縣制施行前)の本縣會は明治十二年選舉同十三年初めて之を開く(當時の縣會は聖恩の宏大に感泣し直ちに金一〇、〇〇〇圓を決議し(實は明治十一年末郡區會議の如きに下議し大體決し居りたるものらし)、恩賜眼病患者治療賜金として之を各郡區に配布し(別紙眼病患者治療手續及乙第五十五號並貧困患者取扱手續)有料治療の外貧困患者の治療を開始(明治十六年)したり。

明治十九年(二十三年間は一時中止し(理由不明、恐らく恩賜金以外剩す處少なくなりし爲めなるべし)、明治二十四年より同三十五年に至る間當時の現在高一、七八七圓餘を別紙支出調外記入の通り保管條例を設定して知事の保管に歸せしめ(從來各大區一郡區をして保管せしむ)、年々其利子を積立て同時に明治十三年本縣惡疫流行の際下賜ありし金壹千圓は從來獎學資金と共に經理し來りしものを、二十四年以來恩賜眼病治療資金と共に經理することに更め(支出調参照)、其利子をも併せて蓄積することとし、更に大なる活動の爲準備し來りたり。只遺憾なるは當時の治療計畫並に成績に關する一切の記録を缺く點にして之れを當時受講生に質すも要を得ず、乍然聖恩の鴻大無邊日月星辰の如く此れが爲め無辜の窮民は勿論、有産の民と雖も明を保ち光を拜し得たるもの幾何なるを知らずと註せらる。

第四 眼病調査會

乍然本縣の眼病は餘程古く其盤根を延し錯節を張り、地方に依りては眼禍尙衰へざるもの少なからず。茲に於て縣は當時縣衛生課長たりし鈴木(勳次)技師の調策進言を容れ更に大なる活動を起すべく其第一階梯として先づ盲人調査を爲し(盲人調査命令寫参照)其大勢を知り(河本博士紀行文中文記載参照)次で明治三十五年三月二十五日訓令(別紙)を以て眼病調査に關する規定を制定し河本博士等の意見を徴して調査委員を設け之れが貫徹に努めたり。(當時の様子は河本博士「新瀉行」日本眼科學會雜誌第七卷明治三十六年及第八卷明治三十七年に詳なり。(添付抜萃の通り)。

斯くして同年より次年に亘り調査したる結果は別紙添付記録の如く、多數の盲者、多數の「トラホーム」を發見し、本縣當時の「トラホーム」文献中貴重なるものに屬す。而して此の調査の目的たる、視器調査として廣く盲並に其原因に關し調査したるや論なきも、一面亦「トラホーム」を重大目標と爲したるは訓令中「トラホーム」並に其治療豫防に關する記載あるに徴して明なり。

調査方法は之れを二手に分ち、豫め作製せる調査票に基き一つは縣下警察署に命じ受持巡査をして各受持内の盲者並に其原因を調査せしめ、一つは十七名の調査委員(醫師)を各地方に派して嚴密なる調査を施行せしめ、此れを集計せるもの別紙各表の通りなり。

以上調査の爲め縣は同年度の縣費より金四、〇八〇圓を支出し(地方病調査費とあれども眼病調査に使用したるものなり)、一方眼病治療資金は恩賜衛生資金と共に累年利殖を繼續したること別紙支出調書の通りなり。

第五 眼病治療並豫防補助

明治三十七年以來は年々縣費に千圓以上の地方病調査費を計上し、明治三十八年よりは通常豫算と切り離して臨時部に移し主として「トラホーム」豫防の爲検査並治療を施したる町村に對して補助政策を取り來りたり。(此の間は實際地方病調査にも使用したりし模様なるを以て眞の眼病治療補助に幾何支出せりや記録存せず不明)。當時尙補助に關する規定なかりしが

明治四十二年三月十九日縣令第十七號を以て「トラホーム」豫防補助規程を制定(添付寫の通り)し補助額を明示し爾來今日に至る。

明治四十二年以來「トラホーム」補助狀況 (補助額圓以下切上)

年	補助金額	補助市町村數	年	補助金額	補助市町村數	年	補助金額	補助市町村數
明治四十二年	五四	不明	大正五年	二、〇三九	四九	大正十一年	二、五四九	一〇
同 四十三年	八八一	不明	同 六年	二、一〇二	四三	同 十二年	四、五六六	五七
同 四十四年	五〇〇	五三	同 七年	二、四〇八	五一	同 十三年	三、九九七	四五
明治四十五年	一、〇〇〇	不明	同 八年	二、四五四	五三	同 十四年	二、〇〇六	四四
大正二年	一、五七四	四〇	同 九年	二、七八四	四八	昭和元年	二、九〇〇	四三
同 三年	七四八	三三	同 十年	三、七一二	四五	昭和二年	二、七二九	四五
同 四年	一、八九〇	四七	同 十一年					

備考 補助は學校及一般公衆の治療並豫防費に對し支出したるものなり

特設治療所開設状況

(明治四十二年以降之れ以前は不明)

年	開設地数	患者数	受療人員	治療数	受療人員對 治療數合	期	醫師
明治四十二年	村一	一二五	一二五	五七	四五・六〇	三一	縣醫、開業醫
同四十四年	村一	三九九	三九九	一八一	四五・三六	二六	縣醫
同四十五年	村一他村小學校三	一、六九〇	一、六九〇	四九〇	二八・九九	七七	縣醫、開業醫
大正元年	他村小學校一	二、一九八	二、一九八	五八〇	二六・八八	一五・五七	同
同二年	村一	四〇一	四〇一	二九六	七三・八二	五〇	同
同三年	村一	四九九	四八三	四八三	一〇〇・〇〇	九六	開業醫
同四年	村四	二、二二七	二、二二七	一、七七五	七九・七〇	三〇・九〇	縣醫、開業醫
同五年	町一村二	一、九二七	一、九二七	九九四	五一・五八	二四・四六	縣醫
同六年	村四	一、六四三	一、六四三	五八七	三五・七三	二二・二五	同
同七年	村四	一、四三七	一、一七一	四〇六	三六・三五	二五・四二	同
同八年	村二	九九三	九九三	二〇九	二一・〇五	二六	同
同九年	村二	一、三三四	一、三三四	三四三	二五・七一	四〇	縣醫、開業醫
同十年	村一	二八二	二五一	一二三	四九・〇〇	五〇	同
同十一年	村一	一、六七六	一、五七六	七八八	五〇・〇〇	五〇・六〇	同
同十二年	村六	二、〇〇一	一、七四六	七九九	四五・七六	五〇・六〇	同
同十三年	町三	二、四五六	二、二二八	一、三一八	五九・一六	五〇・六〇	同
同十一年	町一村三	二、〇〇一	二、二九八	九、五二九	四六・九五	同	同
計	四四	二〇、九九八	二〇、二九八	九、五二九	四六・九五	同	同

備考 明治四十二年以前の記録なきを以て其れ以前の事項は詳ならず(治療關係に於て)

「トラホーム」特設治療所以外治療所に於ける治療成績表

年	患者数	受療患者数	治療者数	治療者對 治療者數	年	患者数	受療患者数	治療者数	治療者對 治療者數
---	-----	-------	------	--------------	---	-----	-------	------	--------------

大正六年	一〇、五七	九、六七一	五、九五	五五・五	大正十二年	八、〇三	七、九元	四、七五	六〇・四五
同七年	八、六三	八、六六九	四、一〇三	四八・三	同十三年	八、三三	八、一七	三、八八	三五・九
同八年	七、四三	七、〇四五	二、八六五	四〇・七	同十四年	九、三三	八、三三	三、〇三	三五・九三
同九年	八、一四	七、九六六	三、四三三	四三・〇	同十五年	九、四三	九、三三	三、三〇	三八・六
同十年	八、三三	八、四四	四、〇〇	四七・〇	計	八五、六〇	八、六三	三、一四	四二・七
同十一年	六、六〇	六、四三	三、〇一一	三三・六					

第六 専任技術員の設置

明治四十二年には本病豫防並に治療に専従せしむる目的を以て技手(醫師)二名を特設し、専ら檢診並に特設治療所に於ける治療に従事せしめ、豫算も従来の地方病調査費なる名目を廢して眼病豫防費と改稱し、恩賜金は不相變蓄積し、越へて明治四十四年以來は眼病豫防費と共に眼病豫防補助額を計上し、技術員に關する費用は警察費中衛生技術員給等に編入せられ、大正元年より眼病豫防費補助は市町村眼病豫防費補助又は眼病治療費と改稱せられ、同年以來は縣費より相當額を繰入れて

恩賜衛生資金特別會計(恩賜眼病治療資金及恩賜衛生資金を一括して)を設定し、「トラホーム」豫防治療費の補助は一切此の特別會計より支出することとし、尙育者救済事業たる新潟縣恩光會にも補助しつゝある現況なり。(第七参照)

附、尙當時の状況を偲ぶ一助として河本博士の新潟紀行を抜萃摘録したり。

日本眼科學會雜誌第七卷 (明治三十六年)

新潟 行

河本 重次郎 (東京)

人曰く新潟縣に眼病多しと人曰く新潟縣に失明者多しと、二十六年前 天皇陛下北越御巡幸の際特に金一千圓を下し給ふ其後新潟縣眼病多しとの説滿天下の知る所となれり、恰も埃及と同じく新潟縣と眼病とは其名共に高きに至れり然れども實は新潟縣果して他縣に比し眼病多きや何人も確言し得ざるなり、新潟縣は其の汚名を雪がが爲め全縣下の眼病及失明者に就き先づ調査を始め其豫防を講ぜんと欲し巡査は失明調査の爲め戸々を檢査せり、調査員は設けられ學校及工場の眼病は査定せられたり、予は縣の招聘に應じ彼地に赴き調査員と會合し調査の成績を檢し調査員と豫防法に就き、議事を遂行せり、予は八月七日新潟縣に至り十日午前調査員の席上に於て三時間餘の長演説をなし翌十一日午前調査員と會し豫防法則に就き議事を行ふ皆炎暑殊に劇しく流汗頻りに至る青木警察部長の嚴肅なる配下に於て議論一絲も亂れず清々審議を終へたり翌十二日は腕車を驅りて新發田に至り午後二時頃より演説す約一時間半翌十三日長

同に至る此れ又午後二時半より演説す翌十四日高田に至り又演説す予の演説は演説にあらず稽古なり、然れども實用的演説をなしたれば多少聴者に益せし所あらんと信ず。

此の行に於て失明者の統計を得たれば別紙に掲載し讀者の一覽に供す蓋し後日他縣に於て調査ある際比較上緊要なればなり、先に申せし如く此の調査は逡巡の施行せしものなれば無論多大の價値を置く能はず、然れども略同縣下の盲數を知り得べきなり、又本數を以て日本全國の盲數を知り得べからざるも略之れに類するものと推し得べきなり、最も興味あるは西洋との比較なり即ち双眼失明者の數は萬分比例にして新潟縣は三九〇に當る即ち約四十人なり但し同縣下の人口は一、八〇八、一五四人にして失明者は男女合して七、〇四八人なり。

今西洋諸國失明者の數を比較すれば下の如し。(萬分比例) (以下略)

片眼失明者郡市別表

(明治三十三年九月)

郡市別	片眼失明者		合計	人口	人口萬ニ對スル失明者	
	男	女				
新潟市	四〇	六二	一〇二	四九、三一三	四五・〇〇	
北蒲原郡	三〇三	三二〇	六二三	一九八、九七三	六九・〇〇	
東蒲原郡	五二	五八	一〇〇	二〇、四四二	一〇〇・〇〇	
中蒲原郡	三二一	四八五	八〇六	一八二、一〇一	九三・〇〇	
西蒲原郡	三一九	四八八	八〇七	一五六、二一八	一〇五・〇〇	
南蒲原郡	二二二	二七一	四九三	一五五、六五八	七六・〇〇	
三島郡	一三九	一九一	三三〇	一〇三、九八三	六六・〇〇	
古志郡	一四八	一六六	三一四	一三〇、六二五	五九・〇〇	
北魚沼郡	八五	八〇	一六五	七一一	一三・〇〇	
南魚沼郡	一〇〇	六七	一六七	三一九	六八、二九八	四七・〇〇
中魚沼郡	一二五	一七八	三一三	五八、六一七	五六・〇〇	
東魚沼郡	一五一	一五八	三一三	七三、四一五	七二・〇〇	
中頸城郡	四九	九七	一四六	一三三、三六〇	五六・〇〇	
東頸城郡	三一	七五	一〇六	五七、六〇六	四七・〇〇	
中頸城郡	一一二	一七六	二八八	二一八、一二五	六八・〇〇	
西頸城郡	八〇	一一二	一九二	六八、二八五	三三・〇〇	
佐渡郡	二九五	三五二	六四七	一四、八一六	五六・〇〇	
合計	一、一四	一、〇〇	二、一四	一、八〇八、一五四	六八、二八五	

郡市別	合計	人口	人口萬ニ對スル失明者
佐渡郡	二、八〇一	一、二一八	一〇六・〇〇
北蒲原郡	八五	三九七	五八・〇〇
東蒲原郡	八八	六一八、三一九	一〇六・〇〇
合計	三、五〇九	一、一四三、一八〇八、一五四	七三・〇〇

備考 人口は明治三十二年調査
 双眼失明者郡市別表 (明治三十三年九月)

郡市別	双眼失明者		合計	人口	人口萬ニ對スル失明者
	男	女			
新潟市	八八	九一	一七九	四九、三一三	三六・〇〇
北蒲原郡	二六六	三九四	六六〇	一九八、九七三	三三・〇〇
東蒲原郡	五三	五五	一〇八	二〇、四四二	五三・〇〇
中蒲原郡	三三七	四六八	八〇五	一八二、一〇一	七四・〇〇
西蒲原郡	三六〇	五四〇	九〇〇	一五六、二一八	五八・〇〇
南蒲原郡	二二〇	二九二	五一二	一二五、六五八	四一・〇〇
三島郡	一七〇	二二〇	三九〇	一〇三、九八三	三八・〇〇
古志郡	二〇五	二二三	四二八	一二〇、六二五	四二・〇〇
北魚沼郡	一一八	八七	二〇五	六八、二九八	三〇・〇〇
南魚沼郡	九六	六八	一六四	五八、六一七	二八・〇〇
中魚沼郡	一三二	一四三	二七五	七三、四一五	三七・〇〇
東魚沼郡	一七〇	二〇九	三七九	一二三、三六〇	三一・〇〇
中頸城郡	八八	一一二	二〇〇	五七、六〇六	三〇・〇〇
東頸城郡	三六七	四四四	八一一	二一八、一二五	三七・〇〇
西頸城郡	一〇九	一一二	二二一	六八、二八五	三三・〇〇
佐渡郡	二九五	三五二	六四七	一四、八一六	五六・〇〇
合計	三、一五四	三、八九四	七、〇四八	一、八〇八、一五四	三九・〇〇

備考 人口は明治三十二年調査